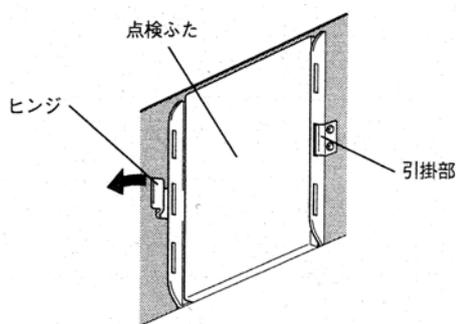


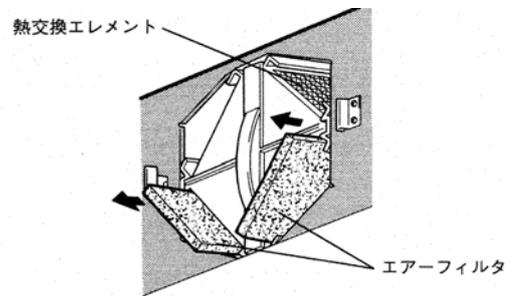
図 1 - I - 2 2 ストレーナーの取り出し方

10) 全熱交換機

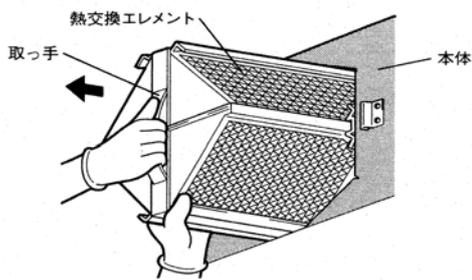
熱交換エレメント	
点検・保守頻度	運転期間で判断。
点検方法	カセットの場合：吸込グリルを開放しフィルター脱着。 ダクトの場合：点検口より本体側面の点検蓋をあフィルター脱着。
保守方法	掃除機による清掃。



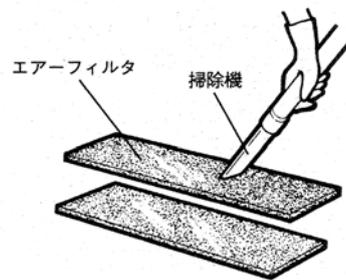
a) 点検ふたを外す



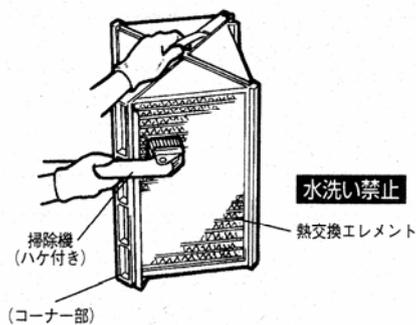
b) エアフィルターを取り出す



c) 熱交換エレメントを取り出す



d) エアフィルターの清掃をする



e) 熱交換エレメントの清掃をする。 図 1-I-23

11) ダクト

使用年数の経過につれダクト内に粉塵や微生物の付着量が多くなるばかりではなく、ダクト内の温湿度は微生物の生育にとって好環境となり、その増殖によって室内空気質の低下にもたらず可能性がある。今までの多くの調査報告では、ダクト内の汚染が指摘されており、室内良好な環境を維持するために、ダクトの定期的な清掃を行うことが望ましい。

ダクト	
点検・保守頻度	運転期間で判断。
点検方法	ダクト接続型室内ユニットからダクトを外して清掃を行う。
保守方法	真空吸引による清掃

4. 石綿を扱う場合の留意点

建築物において石綿にばく露する作業を行う場合については、各種法制度を踏まえた対応が必要である。また、建築物内の作業であっても廃棄物処理法に則って適正に処理する必要がある。

なお、石綿を取り扱う作業等では、石綿障害予防規則等に基づいて、主に次のような対策を講ずることが義務付けられている。(以下、平成17年「アスベスト(石綿)についてQ&A」抜粋)。

○石綿が使用された建築物等の解体等の作業

- ・解体、改修を行う建築物に石綿が使用されているか否かについて、事前調査を行う。
- ・石綿が使用されている建築物の解体、改修を行う前に労働者へのばく露防止対策等を定めた作業計画を定め、これに従って作業を行う。
- ・石綿が使用されている建築物等の解体等の作業に従事する労働者に、石綿の有害性、粉

じんの発散防止、保護具の使用方法等について特別教育を行う。

- 石綿作業主任者を選任し、作業方法の決定、労働者の指揮等の業務を行わせる。
- 石綿を含む建材等の解体をする際に、労働者にばく露を防止するための呼吸用保護具、作業衣または保護衣を着用させ、粉じんの飛散を防止するため、建材等を湿潤なものにする。
- 常時これらの作業に従事する労働者について、6 か月ごとに1回、特殊健康診断を実施するとともに、1 か月を超えない期間ごとに作業の記録を作成する。健診の記録及び作業の記録は30年間保存する。

第1章 空気環境の調整

II 冷却塔及び冷却水の維持管理方法

<基本的な考え方>

平成15年4月より、建築物衛生法では、空気調和設備を設置している場合、病原体によって居室の内部の空気が汚染されることを防止するための措置として、①冷却塔や加湿装置に供給する水は水道法の水質基準に適合すること、②冷却塔や加湿装置の汚れの状況を定期的に点検し、必要に応じ、清掃等を行うこと、③冷却塔を含む冷却水の水管及び加湿装置の清掃を1年以内ごとに1回行うこと、等が定められた。

ここでは、建築物の冷却塔や給湯設備などで増殖し、易感染性の高齢者や免疫不全者に対して重篤な肺炎症状をもたらすことがあるレジオネラ症を防止するための維持管理方法について示す。

※レジオネラ属菌

レジオネラ属菌は、発育至適温度が36℃前後であり、水を使用する設備に付着する生物膜に生息する微生物の細胞内で繁殖し、これらの設備から発生したエアロゾルを吸入することによって感染する。レジオネラ症の発生の防止対策の基本は、①微生物の繁殖及び細菌性スライム（生物膜）等の生成の抑制、②設備内に定着する細菌性スライム等の除去、③エアロゾルの飛散の抑制、である。

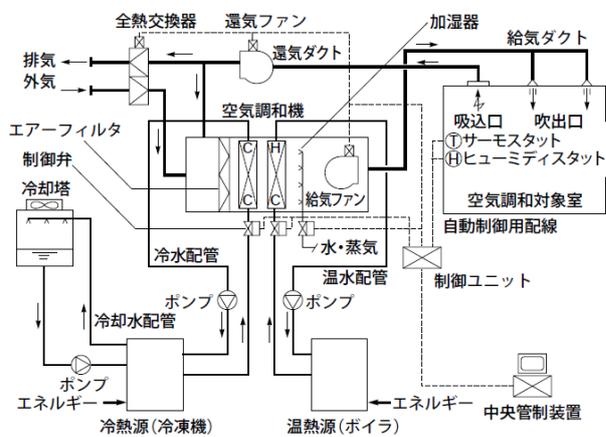


図1-II-1 冷却塔を用いた空気調和設備の例